

四條畷市障がい者地域活動支援センター 業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、令和7年9月から令和11年3月まで委託する四條畷市障がい者地域活動支援センター業務の受託者となり得る者を公募型プロポーザル方式で選定するにあたり必要な事項を定め、本業務は民間の豊富な経験、専門性及び独創性を有した事業所を選定することを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

四條畷市障がい者地域活動支援センター業務

(2) 業務内容

別添「四條畷市障がい者地域活動支援センター業務委託仕様書」のとおり

(3) 契約期間

令和7年9月1日から令和11年3月31日まで

(4) 設置場所

受託者において四條畷市内に設置するものとする。

(5) 予算上限額

26,875,000円（年額7,500,000円以下。ただし、令和7年度は4,375,000円以下）を上限とする。

※本事業は消費税法第6条第1項で定める別表第二の7のロに該当する非課税事業である。

(6) 契約方法

公募型プロポーザル方式により選定した受託候補事業者と本市との間で、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号に定める随意契約により契約締結する。

3 参加資格要件

次の項目を全て満たすことを参加資格要件とする。なお、参加者が資格要件を満たさなくなった場合はその時点で失格とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 本市の令和7年度の入札参加資格を有するものであり、本市での競争入札における指名停止措置を受けていない者であること。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始申し立てがなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 健全な財政状況であり、納付すべき税を滞納していないこと。
- (6) 四條畷市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (7) 四條畷市障がい者地域活動支援センター業務仕様書に掲げる内容を余すことなく遂行でき、本市と円滑に連絡調整できるよう、事業所の所在地が四條畷市内にあること。
- (8) 法人格を有する団体であること。
- (9) 見積限度額、年額7,500,000円以下。
ただし、令和7年度は年額4,375,000円以下の金額で請負うことができること。
※本事業は消費税法第6条第1項で定める別表第二の7のロに該当する非課税事業である。
- (10) 地域の障がい者（児）等のための援護対策として地域の障がい者団体等が実施する援護事業を概ね5年以上運営している団体であること。

4 スケジュール

1	プロポーザル実施要領等の公告	令和7年6月4日（水）
2	プロポーザル実施必要書類（仕様書・基本方針・実施要領・評価基準・様式）等の配布	令和7年6月4日（水）～6月25日（水）
3	質問事項受付期間	令和7年6月12日（木）～6月16日（月）午後5時まで
4	質問回答日時	令和7年6月18日（水）
5	参加申込書および添付資料の提出期限	令和7年6月25日（水）午後5時まで
6	1次審査（書類審査）結果通知	令和7年7月2日（水）
7	企画提案書類提出期間	令和7年7月7日（月）～7月18日（金）
8	2次審査（プレゼンテーション）	令和7年7月28日（月）
9	最終選考結果通知	令和7年7月29日（火）
9	契約締結	令和7年8月上旬予定

5 参加手続き

(1) 実施要領等の公表

公募期間：令和7年6月4日（水）～6月25日（水）

(2) 提出方法

電子メールによること。なお、受信確認のため、送信した直後に障がい福祉課あてに必ず架電すること。

(3) 提出期限

令和7年6月25日（水）午後5時（厳守）

(4) 提出書類

指定様式は市ホームページからダウンロードして使用すること。

① プロポーザル参加申込書（参加意思表明書）（様式第1号）

② 業務実績調書（様式第3号）

③ 業務実施体制調書（様式第4号）

・ 契約締結後の業務体制について記入すること。

・ 本業務受託にあたり配置予定支援員の障害福祉事業に係る支援経歴を記入すること。

④ 提案見積書（様式第5号）

・ 提案見積書内訳（任意形式）を添付すること。

(5) 提出先

四條畷市健康福祉部障がい福祉課

メールアドレス syougai@city.shijonawate.lg.jp

受付確認電話 072-877-2121（代）

6 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

令和7年6月12日（木）から6月16日（月）

(2) 提出方法

電子メールによること。なお、受信確認のため、送信した直後に障がい福祉課あてに必ず架電すること。

(3) 提出期限

令和7年6月16日（月）午後5時（厳守）

(4) 提出書類

プロポーザルに関する質問書（様式第2号）

様式は市ホームページからダウンロードして使用すること。

(5) 提出先

四條畷市健康福祉部障がい福祉課

メールアドレス syougai@city.shijonawate.lg.jp

受付確認電話 072-877-2121（代）

(6) 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、取りまとめたうえ令和7年6月18日（水）午後5時までに市ホームページにて回答を掲載する。

ただし、質問書提出者のみへの回答が適当と判断した場合は、質問票提出者のみに回答する。

（7）その他

応募状況や他の応募者に関する情報、法令等により確認できる事項については回答しない場合がある。

7 1次審査（書類審査及び価格評価）

（1）評価方法及び基準

提出された書類により四條畷市障がい者地域活動支援センター業務委託業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において、「四條畷市障がい者地域活動支援センター業務委託公募型プロポーザル評価基準（以下、「評価基準」という。）に基づき審査する。書類審査における評価点が配点合計の6割未満である事業者は失格とする。

（2）1次審査評価項目

項目		評価内容
書類審査	障がい者団体等の実績年数及び取組	障がい福祉関係事業に関する実績年数
		障がい者福祉関係事業に関する取組
	支援員	配置予定支援員に関する実績
価格		提示価格

（3）結果通知

審査結果は、参加申込した全事業者に対し、結果通知を電子メールで送付する。1次審査通過事業者には、2次審査の日時等の詳細も併せて通知する。

送付予定日：令和7年7月2日（水）午後5時まで

8 2次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）企画提案書の提出

（1）提出方法

電子メールによること。なお、受信確認のため、送信した直後に障がい福祉課あてに必ず架電すること。

（2）提出期限

令和7年7月18日（金）午後5時（厳守）

（3）提出書類

①企画提案書提出届（様式第6号）

②企画提案書（様式任意。ただし、下記項目の記載を必須とする。）

- ・地域活動支援センター事業の基本的な考え方（基本方針、事業計画）
- ・支援体制（人員配置）
- ・支援員の資質向上対策
- ・利用者への理解
- ・関係機関との連携
- ・周知・啓発方法
- ・苦情解決について
- ・仕様書以上の取組について

（4）提出先

四條畷市健康福祉部障がい福祉課

メールアドレス syougai@city.shijonawate.lg.jp

受付確認電話 072-877-2121（代）

9 2次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）

（1）評価方法及び基準

提出された書類により選定委員会において評価基準に基づき審査する。

1次審査における評価点と2次審査の評価点を合計し、その合計評価点が最も高い事業者を受託契約候補事業者とする。

なお、評価点が同点となった場合は、提示価格の低い事業者を受託契約候補事業者に選定する。また、提案者が1事業者の場合においても審査を実施する。

（2）2次審査評価項目

項目	評価内容
企画提案内容	事業の基本的な考え方
	支援体制
	支援員の資質向上対策
	利用者への理解
	関係機関との連携
	周知・啓発方法
	苦情解決について
	仕様書以上の取組について

※2次審査における評価点が配点合計の6割未満である事業者は失格とする。

（3）形式

自由形式。希望により電子機器を用いて行うことも可能とする。ただし、使用する機器は参加事業者において準備すること。

(4) 時間

1 事業者あたりプレゼンテーション 25 分以内（準備含む）、終了後に質問を最大 15 分程度の合計 40 分以内で行う。

(5) 出席者

1 事業者あたり 3 人以内とし、当該事業者の職員以外の者の参加は認めない。

(6) 結果通知

2 次審査実施事業者に対し、結果通知を電子メールで送付する。

送付予定日：令和 7 年 7 月 29 日（火）午後 5 時まで

10 選定結果の公表方法

選定結果は、本市ホームページに掲載する。

11 辞退

参加事業者は、辞退届（様式第 7 号）の電子メール提出により、プロポーザルへの参加を辞退することができる。

12 その他留意事項

- (1) 参加事業者は応募書類の提出をもって、応募要件等の公募内容を承諾したものとみなす。
- (2) 本プロポーザルの提案は、1 事業者につき 1 提案に限る。
- (3) 参加に要した費用等は参加事業者が負担をする。
- (4) 提出後の提出書類の修正、変更及び追加は一切認めない。ただし、本市の指示により書類の修正・追加を求める場合はこの限りではない。
- (5) 提出された書類は理由の如何を問わず返却しない。
- (6) 提出書類に虚偽があったと認められた場合、当該事業者の参加資格を取り消し、評価の対象としない。
- (7) その他不正な行為があったと認められた場合、当該事業者の参加資格を取り消し、評価の対象としない。
- (8) プロポーザルに係る文書の開示請求があった場合は、四條畷市情報公開条例に基づき提出書類を開示する。

13 書類の提出先及び問合せ先

四條畷市健康福祉部障がい福祉課

〒575-8501 四條畷市中野本町 1 番 1 号

電話：072-877-2121（代）

FAX：072-879-2596

E-mail：syougai@city.shijonawate.lg.jp